

## 評価専門調査会検討ワーキンググループ運営要領（案）

### （運営）

第一条 評価専門調査会検討ワーキンググループ（以下「検討 WG」と呼ぶ。）の会合の議事手続、その他の検討 WG の運営に関しては、この運営要領の規定するところによる。

### （座長）

第二条 検討 WG の座長（以下「座長」と呼ぶ。）は、検討 WG の事務を掌理する。

2. 座長が検討 WG に出席できない場合は、検討 WG の構成員（以下「構成員」と呼ぶ。）から座長の指名する者がその職務を代理する。

### （構成員の欠席）

第三条 検討 WG の構成員が検討 WG の会合を欠席する場合は、代理人を検討 WG に出席させることはできない。

2. 検討 WG の会合を欠席する構成員は、座長を通じて、当該検討 WG の会合に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

### （議事）

第四条 検討 WG は、構成員の過半数が出席しなければ、検討 WG を開くことはできない。

2. 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、座長の決するところによる。

### （審議内容等の公表等）

第五条 検討 WG の会合は自由な発言を確保するため非公開とする。

2. 座長は、検討 WG の会合における審議の内容等を、会議資料及び議事録の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、座長が審議の内容等を公表しないことが適当であるとしたときは、その全部または一部を非公表とすることができる。

### （雑則）

第六条 この要領に定めるもののほか、検討 WG に関し必要な事項は座長が定める。